**消防計画**

　　年　　月　　日作成

１　目的及びその適用範囲等

（１）目的

この計画は、消防法８条第１項に基づき　　　　　　　　　　　の防火管理について

の必要事項を定め、火災、地震その他災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

　（２）適用範囲

この計画に定めた事項については、次の者に適用する。

①　　　　　　　　　　に勤務等し出入りするすべての者

②防火管理業務の一部を受託している者

　（３）防火管理業務の一部委託について　【 該当 非該当 】

防火管理上必要な業務の一部委託に係る受託者の氏名及び住所並びに当該受託者の行う防火管理上必要な業務の範囲及び方法は**別表１**のとおりとする。

２　管理権原者及び防火管理者の業務と権限

（１）管理権原者

①　管理権原者は、　　　　　　　　　　　　の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。

②　管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせなければならない。

③　管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。

④　防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

（２）防火管理者

　　　　　防火管理者は、この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持って、次の業務を行う。

* 1. 消防計画の作成（変更）
	2. 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
	3. 火災予防上の自主検査の実施と監督

次の項目を実施し、不備欠陥箇所がある場合は改修促進を図る。

　　　　ア　建物　　　　　　基礎部、外壁、内装、天井等

　　　　イ　防火施設　　　　防火設備（防火戸・防火シャッター等）等

　　　　ウ　避難施設　　　　階段、避難口等

　　　　エ　電気設備　　　　変電室、分電盤等

　　　　オ　危険物施設　　　少量危険物貯蔵取扱所

　　　　カ　火気を使用する設備器具（以下「火気設備器具」という。）

　　　　　　給湯設備、ガス設備、ボイラー等

　　　　キ　消防用設備等

　　　　　　消火器、屋内消火栓、自動火災報知設備、避難器具、誘導灯等

その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

* 1. 消防用設備等の法定点検・整備および立会い
	2. 改装工事など工事中の立会および安全対策の樹立
	3. 火気の使用、取扱いの指導、監督
	4. 収容人員の適正管理
	5. 従業員等に対する防災教育の実施
	6. 防火管理業務従事者（火元責任者等）に対する指導、監督
	7. 管理権原者への提案や報告
	8. 放火防止対策の推進
	9. その他

３　消防機関との連絡等

（１）消防機関へ報告、連絡する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種別 | 届出の時期 | 届出者等 |
| ①防火管理者選任 | 防火管理者を定めたとき、又はこれを | 管理権原者 |
| （解任）届出 | 解任したとき |  |
| ②消防計画作成 | 　消防計画を作成したとき、または次の | 防火管理者 |
| （変更）届出 | 事項を変更したとき |  |
|  | 　ア　管理権原者または防火管理者の変更 |  |
|  | 　イ　自衛消防組織の大幅な変更 |  |
|  | 　ウ　用途の変更、増築、改築、模様替えに |  |
|  | 　　よる消防用設備等の点検・整備、避難 |  |
|  | 　　施設の維持管理および防火上の構造の |  |
|  | 　　維持管理に関する事項の変更 |  |
|  | 　エ　防火管理業務の一部委託に関する |  |
|  | 　　事項の変更 |  |
| ③訓練実施の通報 | 自衛消防訓練を実施するとき | 防火管理者 |
|  |  |  |
| ④消防用設備等 | 年に１回（総合点検終了後の消防用設備等 | 管理権原者 |
| 　点検結果報告書 | 点検結果報告書） |  |
| ⑤防火対象物点検 | 　年に１回 | 管理権原者 |
| 　結果報告書 |  |  |
| ⑥その他 | 　消防用設備等を増設、改設・移設等した | 管理権原者 |
| 　消防用設備等 | とき |  |
| 　設置届出書 |  |  |

（２）防火管理業務資料等の整備

防火管理者は、消防機関へ報告または届出した書類および防火管理業務に必要な書類等を本計画と一括して、整備し、保管する。

４　火災予防上の点検・検査

　（１）日常の火災予防

　　　①　防火管理者、火元責任者が行う日常の任務は、**別表２**「日常の火災予防を行う担当者と日常の注意事項」のとおりとする。

　　　②　**別表２**は、各従業員に配布し、さらに休憩室など見やすい場所に掲示する。

　（２）自主的に行う検査・点検

　　　①　火災予防上の自主検査（前２（２）③の項目）

　　　②　自主検査は、日常的に行う検査と定期的に行う検査に分けて行う。

ア　日常的に行う検査は、**別表３**の『自主検査チェック票（日常）「火気関係」』および**別表４**の『自主検査チェック票（日常）「閉鎖障害等」』に基づき、火元責任者がチェックする。

　　　　　　（ア）「火気関係」のチェックは毎日終業時に行う。

　　　　　　（イ）「閉鎖障害等」のチェックは１日２回行う。

イ　定期的に行う検査は、**別表５**の「自主検査チェック票（定期）」、**別表６**の「消防用

設備等自主点検チェック票」に基づき、防火管理者がチェックする。

　　　　ウ　実施時期は、　　月と　　月の年２回とする。

　（３）消防用設備等の法定点検

　　　①　消防用設備等の法定点検は、　　　　　　　　　　に委託して**別表７**により行う。

　　　②　防火管理者は、消防用設備等の点検実施時に立合わなければならない。

　　　③　その他

　　　　　建築基準法に定める定期調査（以下「定期調査」という。）を行い、建物の維持管理に努めるものとし、防火管理者は、定期調査実施時に立合わなければならない。

　（４）報告等

　　　①　自主検査、自主点検および法定点検の実施者は、定期的に防火管理者に報告する。た

だし、不備・欠陥事項がある場合は、速やかに防火管理者に報告する。

　　　②　防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し

改修しなければならない。

　　　③　防火管理者は、不備・欠陥部分の改修および予算措置に時間のかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を樹立する。

５　厳守事項

　（１）従業員が守るべき事項

　　　①　全従業員は、避難口、廊下、階段などの避難施設と防火戸・防火シャッターなどの防火施設が有効に機能するように次の事項を行わなければならない。

　　　　ア　廊下、階段、通路には避難上支障となるおそれのある物品を置かない。

イ　階段等への出入口に設けられている扉の開閉を妨げるように物品が置いてある場

合は、直ちに除去する。

　　　　ウ　防火シャッターの降下位置又はそのすぐ近くに物品が置いてある場合は、直ちに除去する。

　　　　エ　上記において、物品を容易に除去できない場合は、直ちに防火管理者に報告する。

　　　　オ　その他

　　　　　　（ア）担当階の非常口等の管理状況について常に確認しておく。

　　　　　　（イ）担当階の非常口等のマスターキー管理について常に確認しておく。

　　　②　火気管理等

　　　　ア　喫煙管理について、常に注意し、火気設備器具の自主点検と併せて、終業時等に全員が吸殻の点検を行う。

　　　　イ　喫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙は絶対に行わない。

　　　　ウ　終業時等には必ず灰皿の整理及び火気設備器具等の熱源の遮断等の安全を確認する。

　　　　エ　火気設備器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。

　　　　オ　火気設備器具は、指定された場所で使用するとともに、器具等の本来の目的以外に使用しない。

　　　　カ　燃焼器具等を使用する場合は、周囲を整理整頓するとともに、可燃物を接近して使用しない。

　　　　キ　危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。

　　　　ク　その他

　　　③　防火管理者への連絡、承認事項

　　　　　次の事項を行うものは、防火管理者へ事前に連絡し、承認を受けなければならない。

　　　　ア　指定された場所以外で、臨時的に火気を使用するとき。

　　　　イ　各種火気設備記具を新設又は増設するとき。

　　　　ウ　危険物等を使用するとき。

　　　　エ　その他

　　　　　ステージ、舞台等で危険物品や火薬類（クラッカー・花火等）又は火気を使用し、ショーや演技を行うとき。

　　　④　放火防止対策

　　　　ア　死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物をおかない。

　　　　イ　物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行う。

　　　　ウ　建物内外の整理整頓を行う。

　　　　エ　トイレ、洗面所の巡視を定期又は不定期に行う。

　　　　オ　火元責任者又は最終帰宅者による火気と施錠の確認を行う。

　　　　カ　その他

　（２）防火管理者等が守るべき事項

　　　①　収容人員の管理

　　　　　防火管理者は、収容能力以上とならないように従業員に徹底する。

　　　②　工事中の安全対策の樹立

　　　　ア　防火管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立する。又、必要により、「工事中の消防計画」を消防機関に届出をする。

　　　　イ　工事人等の遵守事項

　　　　　　防火管理者は、工事人に対し、次の事項を周知し遵守させる。

　　　　　　（ア）　溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる体制を確保すること。

　　　　　　（イ）　工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。

　　　　　　（ウ）　工事場所ごとに火気の責任者を指定し、工事の状況について、定期に防火管理者に報告させること。

　　　　　　（エ）　危険物等を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。

　　　　　　（オ）　放火を防止するために、資機材等の整理・整頓をすること。

　　　　　　（カ）　その他

　　　③　火気の使用制限

　　　　　防火管理者は、次の事項について指定又は制限することができる。

　　　　ア　喫煙場所及び喫煙禁止場所の指定

　　　　イ　火気設備器具の使用禁止場所および使用場所の指定

　　　　ウ　危険物の貯蔵又は取扱場所の指定

　　　　エ　工事等の火気使用の禁止又は制限

　　　④　その他

　　　　ア　防火戸・シャッター等の閉鎖範囲や閉鎖位置を床面などに明示する。

　　　　イ　避難経路図を作製し、全宿泊室及び必要な場所に掲出する。

６　自衛消防組織等

　（１）組織の編成

　　　　　自衛消防組織の編成は、**別表８**のとおりとし、この別表は、休憩室、事務室等の見やすいところに掲示する。

　（２）自衛消防活動

　　　　　消火・通報・避難誘導等の担当者は、下記に示す基準により行動する。

　　　①　通報・連絡

　　　　ア　火災が発生したときには、各通報連絡担当者又は火災を発見した者は、１１９番通報するとともに、周囲の者に連絡する。

　　　　イ　ぼやで消えた後でも、消防機関へ通報する。

　　　　ウ　管理権原者、防火管理者が不在のときは、緊急連絡一覧表により、管理権原者、防火管理者へ連絡する。

　　　②　初期消火

　　　　ア　初期消火担当は、出火場所に急行し、積極的に初期消火活動を行う。

　　　　イ　初期消火担当は、近くにある消火器、屋内消火栓を用いて消火する。

　　　③　避難誘導

　　　　ア　避難誘導担当は、避難経路図に基づいて、避難誘導する。

　　　　イ　拡声器等を使用して落ち着いて行動するように誘導する。

　　　　ウ　避難方向がわかりにくい時は、曲がり角などに誘導員が立って、誘導する。

　　　　エ　避難誘導担当は、負傷者及び逃げ遅れ者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。

　　　　オ　エレベーターによる避難は、原則として禁止する。

　　　④　安全防護

　　　　ア　逃げ遅れた者がいないことを確認した後、防火戸や防火シャッターを閉鎖する。

　　　　イ　空調設備と常用エレベーターの運転は、中止する。

　　　⑤　応急救護

　　　　ア　応急救護担当は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡を密にして、負傷者を速やかに搬送できるようにする。

　　　　イ　応急救護担当は、負傷者の氏名、負傷程度など必要事項を記録する。

　　　　ウ　救護所は、　　　　　　　　　　　とする。

　（３）自衛消防隊の活動範囲

　　　①　自衛消防隊の活動範囲は、当該事業所の管理範囲内とする。

　　　②　近接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲内とし、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

７　休日、夜間の防火管理体制

　（１）夜間に、宿泊者がいる場合

　　　①　夜間の防火管理体制

　　　　　夜間の勤務者は、定時に巡回する当火災予防上の安全を確保する。

　　　②　夜間における自衛消防活動

　　　　　夜間における自衛消防活動は、勤務している者等建物内にいる者全員で、次の初動措置を行う。

　　　ア　通報連絡

　　　　　　火災が発生した時は、直ちに消防機関に通報するとともに、他の者に火災の発生を知らせ、さらに緊急連絡一覧表により関係者に速やかに連絡すること。

　　　　イ　初期消火

　　　　　　全員が協力して、消火器、屋内消火栓等を有効に活用し、適切な初期消火を行うとともに、防火戸などの閉鎖を行うこと。

　　　　ウ　避難誘導

　　　　　　建物内の全員に、放送設備、拡声器等を使用して火災を知らせ、避難方向等を指示すること。

　　　　エ　消防隊への情報提供

　　　　　　消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報および資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行うこと。

　　　　オ　その他

　　　　　　休日、夜間の自衛消防組織および任務は**別表９**のとおりとする。

８　地震対策

　（１）日常の地震対策

　　　①　地震対策を実施する責任者は　　　　　　　　　　とする。

　　　②　地震時の災害を予防するため、次の事項を実施する。

　　　　ア　ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。

　　　　イ　窓ガラス・看板・広告塔等の落下、飛散防止措置を行う。

　　　　ウ　火気設備器具等からの出火防止措置を行う。

　　　　エ　危険物の流出、漏洩防止措置を行う。

　　　③　地震時の備蓄品を確保し、有事に備えるとともに定期に点検整備を実施する。

|  |  |
| --- | --- |
| 備蓄品目 | 備蓄場所 |
| 　１　飲料水 | 事　務　室 |
| 　２　非常用食料（缶詰・乾パン等） |
| 　３　医薬品 |
| 　４　懐中電灯 |
| 　５　携帯ラジオ |
| 　６　拡声器等 |
|  |
|  |

　（２）地震後の安全措置

　　　①　出火防止

　　　　　火気設備器具の直近にいる従業員等は、元栓、器具栓の閉止又は電源遮断を行い、各

火元責任者はその状況を確認する。

　　　②　地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

　　　③　地震動終了後、防火担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気設備器具及び危険物施設等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は、応急措置を行う。

　　　④　各設備器具は、安全を確認した後、使用する。

　　　⑤　その他

　　　　ア　避難通路の確保を行う。

　　　　イ　防火管理者は、被害の状況を把握する。

　（３）地震時の活動

　　　　地震時の活動は、前記「自衛消防活動」によるほか、次の事項について行う。

　　　①　情報収集等

　　　　　通報連絡担当は、次のことを行う。

　　　　ア　テレビ、ラジオ等により、情報の収集を行う。

　　　　イ　混乱防止を図るため、必要な情報は建物内にいる者全員に知らせる。

　　　②　避難誘導等

　　　　ア　各避難誘導担当は、建物内にいる者等の混乱防止に努め、次のことを行う。

（ア）　建物内にいる者を落ち着かせ、自衛消防隊長から避難命令があるまで、照明器具等の転倒・落下に注意しながら、柱の周りや壁ぎわなど安全な場所で待機させる。

　　　　　　（イ）　避難場所に誘導する時は、避難場所までの順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。

　　　　　　（ウ）　避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行う。

　　　　　　（エ）　避難誘導は、先頭と最後尾等に避難誘導担当を配置して行う。

　　　　　　（オ）　避難には、車両等は使用せず全員徒歩とする。

　　　　　　（カ）　避難は、一時集合場所である　　　　　　　　　に集結し、人員確認後、避難する。

　　　　イ　各安全防護担当は、避難通路に落下、倒壊した物品等で避難上支障となるものの除

去を行う。

　　　　ウ　その他

９　防災教育

　（１）防災教育の実施時期、実施者、実施対象者、実施回数は、次表のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象者 | 実施時期 | 実施回数 | 実施者 |
| 従業員 | 　　　月　　　日 | 年　２　回 | 防火管理者 |
| 　　　月　　　日 |
| アルバイト | 採用時 | 採用時１回 | 防火管理者 |
| パート | 必要の都度 |

　（２）防災教育の内容および実施方法

　　　①　防災教育の内容は、実施者の任務分担を定め、概ね次の項目について教育する。

　　　　ア　消防計画について

　　　　　　（ア）従業員等が守るべき事項について

　　　　　　（イ）火災発生時の対応について

　　　　　　（ウ）地震時の対応について

　　　　イ　その他火災予防上必要な事項

　　　　　　（ア）防火管理マニュアルの徹底に関すること。

　　　　　　（イ）その他防災に関すること。

　　　②　防災教育の実施方法

　　　　ア　採用時に実施する。

　　　　イ　朝礼時等に実施する。

10　各種訓練

　（１）訓練の実施時期等

　　　①　訓練の種別および実施時期等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訓練の種別 | 実施時期 | 備　　　考 |
| 消火訓練 | 　　　月　　　日 | 　年１回以上は、訓練用消火器等 |
| 　　　月　　　日 | による模擬消火訓練を実施する。 |
| 通報訓練 | 　　　月　　　日 |  |
| 避難訓練 | 　　　月　　　日 |  |
| 　　　月　　　日 |  |
| その他の訓練 | 　　　月　　　日 | 　応急救護訓練等を実施する。 |
| 総合訓練 | 　　　月　　　日 | 　大規模地震を想定した訓練も |
| 併せて実施する。 |

　　　②　訓練の参加者

　　　　ア　自衛消防隊員

　　　　イ　パート、アルバイト

　（２）訓練の実施結果

　　　　防火管理者は、自衛消防訓練の実施結果を記録して、訓練内容をチェックし、その結果を講評するとともに、指導事項については、次回の訓練に反映させなければならない。

別　　図　　　〈　避難経路図　〉

**別表１**

**防火管理業務の委託状況表**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　 日現在

|  |  |
| --- | --- |
| 防火対象物名称 |  |
| 管理権原者氏名 |  |
| 防火管理者氏名 |  |
| 受託者の氏名及び住所等法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地 | 氏名（名称） |  |
| 住所（所在地） |  |
| 担当事務所所在地 | 　ＴＥＬ |
| 受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法 | 常駐方式 | 範囲 | □　火気使用箇所の点検等監視業務□　避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理□　火災が発生した場合の初動措置□初期消火 □通報連絡 □避難誘導 □その他（　　　　　　）□　周囲の可燃物の整理□　その他（　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 方法 | 常駐場所 |   | 常駐人員 |  |
| 委託する時間帯 |   |
| 巡回方式 | 範囲 | □　巡回による火気使用箇所の点検等監視業務□　火災が発生した場合の初動措置□初期消火 □通報連絡 □その他（　 　　　　　　　）□　その他（　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 方法 | 巡回回数 |  | 巡回人員 |  |
| 委託する時間帯 |  |
| 遠隔移報方式 | 範囲 | □　火災異常の遠隔監視及び現場確認業務□　火災が発生した場合の初動措置□初期消火 □通報連絡 □その他（　 　　　　　　　）□　その他（　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 方法 | 現場確認要員の待機場所 |  | 到着所要時間 | 分 |
| 委託する時間帯 |  |

※作成上の留意事項

　「受託者の行う防火管理業務の範囲」は該当する項目の□にレ印を付します。

**別表２**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日常の火災予防の担当者と日常の注意事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 防火管理者 | 　 | 担　　当　　者　　の　　任　　務 |
| 役職・氏名 | 　 | 防火管理者 | ・当該施設の防火管理業務の総括責任者 |
| 　 | 　 | ・火元責任者に対し指導監督を行う。 |
| 火元責任者 | 火元責任者 | ・担当区域の火災予防について、「自主検査チェック票」などに基づき、 |
| 担当区域 | 氏　名 | チェックし防火管理者に報告する。 |
| 　 | 　 | 従　　業　　員　　の　　注　　意　　事　　項 |
| 　 | 　 | 1 | 　消火器、自動火災報知設備の発信器が設置してある場所や、階段、通路、出入口等 |
| 　 | 　 |  | の周囲には物品を置かないこと。 |
| 　 | 　 | 2 | 　防火戸・防火シャッター付近には、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。 |
| 　 | 　 | 3 | 　火気設備器具の周辺は、整理清掃して、燃える物を接して置かないこと。 |
| 　 | 　 | 4 | 　電熱器等の火気設備器具は、指定された場所以外では使用しないこと。 |
| 　 | 　 | 5 | 　休憩室、事務室等から最後に出る人は、必ず火の始末をすること。 |
| 　 | 　 | 6 | 　従業員等の喫煙は、指定された場所で行うこと。 |
| 　 | 　 | 7 | 　死角となる廊下、階段室、トイレ等に燃える物を置かないこと。 |
| 　 | 　 | 8 | 　シンナーや塗料等、火災予防上危険な物品を持ち込ませないこと。 |
| 　 | 　 | 9 | 　危険物品を使用する時は、防火管理者の承認を得ること。 |
| 　 | 　 | 10 | 　指定場所以外で臨時にか火気を使用する時は、防火管理者の承認を得ること。 |
| 　 | 　 | 11 | 　吸殻入れ、通路のゴミ入れを確認するほか、吸殻は不燃性の蓋付水入り容器に入れるなどして、処分すること。 |
| 　 | 　 | 12 | 　建物内外の整理整頓を行い、ゴミや段ボール箱など燃えやすいものは、決められた |
| 　 | 　 |  | 時間以外は、外に出さないこと。 |
| 　 | 　 | 13 | 　電気、ガス等火気設備器具のスイッチを切り、各室の安全を確かめた後に施錠すること。 |
| 　 | 　 | 14 | 　その他 |
|  |  |  |  |

**別表３**

　　　　　　　　　　自主検査チェック票（日常）　「火気関係」　　　　　　　　月

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施責任者 | 　 | 担当区域 | 　 |
| 日 | 曜日 | 実　　　施　　　項　　　目 |
| ガス器具のホースの老朽・破損 | 電気器具の配線老化・破損 | 火気設備器具の異常の有無 | 吸殻の処理 | 終業時の火気の確認 | その他（トイレ内の可燃物・ゴミ箱の確認等） | 　 | 　 |
| 1 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 2 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 3 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 4 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 5 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 6 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 7 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 8 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 9 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 10 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 11 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 12 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 13 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 14 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 15 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 16 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 17 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 18 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 19 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 20 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 21 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 22 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 23 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 24 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 25 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 26 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 27 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 28 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 29 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 30 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 31 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （備考）　不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告します。 | 防火管理者 |
| 確　　　認 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （凡例）　○・・・・良　　×・・・・不備　　●・・・・即時改修　 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

**別表４**

自主検査チェック票（日常）　「閉鎖障害等」

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施責任者 |  | 担当範囲 |  |
| 実施日時 |  |  |  |  |
| 実施項目 | 確認箇所 | チェック状況 | チェック状況 | チェック状況 | チェック状況 |
| 避難障害 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 閉鎖障害 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 操作障害 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 備　　　考 |  |  |  |  |
| 実施責任者 |  | 担当範囲 |  |
| 実施日時 |  |  |  |  |
| 実施項目 | 確認箇所 | チェック状況 | チェック状況 | チェック状況 | チェック状況 |
| 避難障害 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 閉鎖障害 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 操作障害 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 備　　　考 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （備考）　不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告します。 | 防火管理者 |
| 確　　　認 |
| （凡例）　○・・・・良　　×・・・・不備　　●・・・・即時改修 |  |

**別表５**

自主検査チェック票（定期）

|  |  |
| --- | --- |
| 実　施　項　目　お　よ　び　確　認　箇　所　　 | 確　認 |
| 建　　物　　構　　造 | （１）基礎部 | 　 |
| 　　　上部の構造に影響を及ぼすような沈下・傾き・ひび割れ・欠損等がないか。 | 　 |
| （２）柱・はり・壁・床 | 　 |
| 　　　コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等がないか。 | 　 |
| （３）天井 | 　 |
| 　　　仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。 | 　 |
| （４）窓枠・サッシ・ガラス | 　 |
| 　　　ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい | 　 |
| 　　　変形等がないか。 | 　 |
| （５）外壁・ひさし・パラペット | 　 |
| 　　　貼石・タイル・モルタル等の仕上げ材に、はく落・落下のおそれのあるひび | 　 |
| 　　　割れ・浮き上がり等が生じていないか。 | 　 |
| （６）手すり | 　 |
| 　　　支柱が破損・腐食していないか。又、取付部にゆるみ・浮きがないか。 | 　 |
| （７）消防隊非常用進入口は表示されているか。又、進入障害はないか。 | 　 |
| 防　　火　　施　　設 | （１） | ①　外壁の耐火構造等に破損はないか。 | 　 |
| 外壁等 | ②　外壁の近くおよび防火戸等の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避 | 　 |
| 　難の支障となる物品等をおいていないか。 | 　 |
| ③　防火戸は円滑に開閉できるか。 | 　 |
| （２） | ①　防火区画を構成する壁、天井に破損はないか。 | 　 |
| 防火区画 | ②　階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 | 　 |
| ③　自動閉鎖装置付の防火戸・防火シャッターが最後まで閉まるか。 | 　 |
| 　　※常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 | 　 |
| 　　※連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動によりはずし、 | 　 |
| 　　　自動的に閉鎖するのを確認する。 | 　 |
| ④　防火シャッターの降下スイッチ作動により、最後まで降下するか。 | 　 |
| ⑤　防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 | 　 |
| ⑥　防火ダンパーの作動状況は良いか。 | 　 |
| 避難施設 | （１） | ①　有効幅員が確保されているか。 | 　 |
| 通路 | ②　避難上支障となる設備・機器等の障害物を設置していないか。 | 　 |
| （２） | ①　手すりの取り付け部のゆるみや、手すり部分の破損等がないか。 | 　 |
| 階段 | ②　階段室の内装は不燃材料になっているか。 | 　 |
| ③　階段室に設備・器具等の障害物を設置していないか。 | 　 |
| ④　非常用照明がバッテリーで点灯するか。 | 　 |

|  |  |
| --- | --- |
| 実　施　項　目　お　よ　び　確　認　箇　所　　 | 確　認 |
| 避難施設 | （３） | ①　扉の開放方向は避難上支障ないか。 | 　 |
| 出入口 | ②　避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 | 　 |
| ③　避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 | 　 |
| ④　避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。 | 　 |
| 火気設備器具 | （１） | ①　可燃物からの保有距離は適正か。 | 　 |
| 厨房設備等 | ②　異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。 | 　 |
| ③　ガス配管は、亀裂、老化、損傷していないか。 | 　 |
| ④　油脂分を発生する器具の天蓋及びグリスフィルターは清掃されているか。 | 　 |
| ⑤　排気ダクトの排気能力は適正か。また、ダクトは清掃されているか。 | 　 |
| ⑥　燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。 | 　 |
| （２） | ①　自動消火装置は適正に機能するか。 | 　 |
| ストーブ等 |
| ②　火気周囲は整理整頓されているか。 | 　 |
| 電気設備 | （１） | ①　資格を有するものが検査を行っているか。 | 　 |
| 変電設備 | ②　変電設備の周辺に可燃物をおいていないか。 | 　 |
| ③　変電設備に異音、加熱はないか。 | 　 |
| （２） | ①　タコ足の接続はないか。 | 　 |
| 電気器具 | 　 |
| ②　許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。 | 　 |
| 少量危険物貯蔵取扱所 | ①　標識は掲げられているか。 | 　 |
| ②　掲示板（種別・数量等）には、正しく記載されているか。 | 　 |
| ③　換気設備は適正に機能しているか。 | 　 |
| ④　容器の転倒、落下防止措置はあるか。 | 　 |
| ⑤　整理清掃状況は適正か。 | 　 |
| ⑥　危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 | 　 |
| ⑦　屋内タンク、地下タンクの場合に、通気館のメッシュに亀裂等はないか。 | 　 |
| 備　考 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 　 |
| 　 |
| 　 |
| 検査実施者氏名 | 検査実施日 | 検査実施者氏名 | 検査実施日 | 防火管理者確認 |
| 　 | 年　　　月　　　日 | 　 | 年　　　月　　　日 | 　 |
| 年　　　月　　　日 | 年　　　月　　　日 |
| 年　　　月　　　日 | 年　　　月　　　日 |
| （備考）　不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告します。 |
| （凡例）　○・・・・良　　×・・・・不備　　●・・・・即時改修　 |

**別表６**その１

**消防用設備等自主点検チェック表**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施設備 | 確認箇所 | 点検結果 |
| 消　　火　　器（　　年　月　日） | （１）設置場所に置いてあるか。 |  |
| （２）消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 |  |
| （３）安全栓が外れてないか。安全栓の封が脱落してないか。 |  |
| （４）ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。 |  |
| （５）圧力計が指示範囲内にあるか。 |  |
| 屋 内（外）消 火 栓泡 消 火 設 備（　　年　月　日） | （１）使用上の障害となる物品がないか。 |  |
| （２）消火栓扉は確実に開閉できるか。 |  |
| （３）ホース、ノズルが接続され、変形、損傷がないか。 |  |
| （４）表示灯が点灯しているか。 |  |
| スプリンクラー設備（　　年　月　日） | （１）散水の障害がないか。（例　物品の積み上げなど） |  |
| （２）間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。 |  |
| （３）送水口の変形及び操作障害がないか。 |  |
| （４）スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形がないか。 |  |
| （５）制御弁が閉鎖されていないか。 |  |
| 水噴霧消火設備（　　年　月　日） | （１）散水の障害がないか。 |  |
| （２）間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。 |  |
| （３）管、管継手に漏れ、変形がないか。 |  |
| 泡 消 火 設 備（　　年　月　日） | （１）泡の分布を妨げるものがないか。 |  |
| （２）間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。 |  |
| （３）泡のヘッドに詰まり、変形がないか。 |  |
| 不活性ガス消火設備ハロゲン化消火設備粉末消火設備（　　年　月　日） | （１）起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項が明確に表示されているか。 |  |
| （２）手動起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。 |  |
| （３）スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどがないか。 |  |
| （４）貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。 |  |
| 自動火災報知設備（　　年　月　日） | （１）表示灯が点灯しているか。 |  |
| （２）受信機のスイッチは、ベル停止となってないか。 |  |
| （３）用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 |  |
| （４）感知器の破損、変形、脱落がないか。 |  |
| ガ ス 漏 れ 火 災警　報　設　備（　　年　月　日） | （１）表示灯は点灯しているか。 |  |
| （２）受信機にスイッチは、ベル停止となっていないか。 |  |
| （３）用途変更、間仕切りの変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 |  |
| （４）ガス漏れ検知器に変更、損傷、腐食がないか。 |  |
| 漏電火災報知機（　　年　月　日） | （１）電源表示は点灯しているか。 |  |
| （２）受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、錆等で固着していないか。 |  |
| 非　常　ベ　ル（　　年　月　日） | （１）表示灯は点灯しているか。 |  |
| （２）操作上障害となるものがないか。 |  |
| （３）押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。 |  |

**別表６**その２

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 放　送　設　備（　　年　月　日） | （１）電源監視用の電源電圧計の指示が適正か。電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 |  |
| （２）試験的に放送設備により放送ができるか確認する。 |  |
| 避　難　器　具（　　年　月　日） | （１）必要な標識等はあるか。（避難器具の標識，取扱説明等） |  |
| （２）操作障害はないか。 |  |
| （３）降下空間に、障害となるものはないか。 |  |
| （４）変形、損傷等がないか。 |  |
| 誘　　導　　灯（　　年　月　日） | （１）改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 |  |
| （２）誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていないか。 |  |
| （３）外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 |  |
| （４）不点灯、ちらつき等がないか。 |  |
| 消　防　用　水（　　年　月　日） | （１）周囲に使用上の障害となるものがないか。 |  |
| （２）道路から採水口までの消防自動車の進入通路が確保されているか。 |  |
| （３）地下式の防火水槽の水量が著しく減少していないか。 |  |
| 連結散水設備（　　年　月　日） | （１）送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また送水活動に障害となるものがないか。 |  |
| （２）送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 |  |
| （３）散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。 |  |
| （４）散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。 |  |
| 連 結 送 水 管（　　年　月　日） | （１）送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活動に障害となるものがないか。 |  |
| （２）送水口に変形、損傷、著しい腐食等はないか。 |  |
| （３）送水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となるものがないか。 |  |
| （４）放水口格納箱は変形、損傷、腐食等がなく、開閉に異常がないか。 |  |
| （５）表示灯は点灯しているか。 |  |
| 非常コンセント設　　　　　備（　　年　月　日） | （１）表示灯は点灯しているか。 |  |
| （２）保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉の開閉ができるか。 |  |
| 無線通信補助設備（　　年　月　日） | （１）端子箱は変形、損傷、腐食等がなく容易に扉を開閉できるか。 |  |
| （２）通話状況は良好か。 |  |
| 備　　　　　　考 |  |  |
| 点検実施者氏名 | 防火管理者確認 | 統括防火管理者確認 |
|  | 年　　月　　日　　　㊞  | 年　　月　　日　　　㊞  |

（備考）　不備・欠陥がある場合は，直ちに統括防火管理者に報告する。

（凡例）　○…良　　×…不備・欠陥　　△…即時改修

　**別表７**

消防用設備等点検計画表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 | 実　施　日 | 点検実施月日 |
| 　 | 　 | 区分 | 機器点検 | 機器点検 | 総合点検 |
| 設備の種類 | 　 |
|  | 月　　　　日　 | 月　　　　日　 | 月　　　　日　 |
|  | 月　　　　日　 | 月　　　　日　 | 月　　　　日　 |
|  | 月　　　　日　 | 月　　　　日　 | 月　　　　日　 |
|  | 月　　　　日　 | 月　　　　日　 | 月　　　　日　 |
|  | 月　　　　日　 | 月　　　　日　 | 月　　　　日　 |
|  | 月　　　　日　 | 月　　　　日　 | 月　　　　日　 |
|  | 月　　　　日　 | 月　　　　日　 | 月　　　　日　 |
|  | 月　　　　日　 | 月　　　　日　 | 月　　　　日　 |
|  | 月　　　　日　 | 月　　　　日　 | 月　　　　日　 |
| 消防用設備等の点検を点検業者と契約している場合 |
| 点検設備業者名 | 　 |
| 住　　所 | 　 |
| 電話番号 | 　 |

**別表８**

自衛消防隊の編成と任務

|  |
| --- |
| ・自衛消防隊長（自衛消防隊に対する指揮、命令監督を行う。）　 |
| ・自衛消防副隊長（隊長を補佐し、隊長が不在の時は、その任務を代行する。）　 |
| 自衛消防隊の編成（平常時）　　 |
| 　 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 　 |
| 　 |  |  |  |  |  |  |  | 通報連絡担当 | 　 | 　 |
| 　 |  |  |  |  |  |  | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 自衛消防隊長 | 　 |  | 自衛消防副隊長 | 　 |  | 　 | 初期消火担当 | 　 | 　 |
| 　 |  |  | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 避難誘導担当 | 　 | 　 |
| 　 |  |  | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 |  |  | 　 | 安全防護担当 | 　 | 　 |
| 　 |  |  | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 |  |  |  |  |  |  | 　 | 応急救護担当 | 　 | 　 |
| 　 |  |  |  |  |  |  |  | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 平　　常　　時　　の　　任　　務　　 |
| 通報連絡担当 | 　 | 消防機関への通報及び通報確認 | 　 | 　 |
|  | 館内への連絡及び指示命令の伝達 |  | 　 |
|  | 関係者への連絡 |  |  | 　 |
| 初期消火担当 | 　 | 出火場所への急行 | 　 | 　 |
| 　 | 消火器等による初期消火 | 　 | 　 |
| 避難誘導担当 |  | 出火時における避難者の誘導 |  | 　 |
|  | 負傷者及び逃げ遅れ者の確認 |  | 　 |
|  | 非常口の開放並びに開放の確認と物品の除去 | 　 |
| 安全防護担当 | 　 | 水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸・防火 | 　 |
| 　 | シャッターの操作 | 　 | 　 |
| 応急救護担当 |  | 応急救護所の設置 |  | 　 |
|  | 負傷者に対する応急手当 |  | 　 |
| 　 | 救急隊との連携、情報提供 | 　 | 　 |

**別表９**

自衛消防隊の編成と任務（休日・夜間等）

|  |
| --- |
| 自　衛　消　防　隊　の　編　成　　 |
| 担　当　者　等 | 任　　　　務 |
| 最高責任者 | 　 | １　初動措置全般の指揮 |
| ２　避難開始の決定、避難人員の確認及び災害の状 |
| 　　況把握 |
| ３　消防隊への情報提供 |
| ４　その他災害の指揮を統制するうえで必要な事項 |
| 通報連絡担当 | 　 | １　消防機関への通報及び通報の確認 |
| ２　館内への連絡及び指示命令の伝達 |
| ３　関係者への連絡 |
| 初期消火担当 | 　 | １　出火場所への急行 |
| ２　消火器等による初期消火 |
| 避難誘導担当 | 　 | １　出火時における避難者の誘導 |
| ２　負傷者及び逃げ遅れ者の確認 |
| ３　非常口の開放並びに開放の確認と物品の除去 |
| 安全防護担当 | 　 | １　水損防止、電気、ガス等の安全措置 |
| ２　防火戸・防火シャッターの操作 |
| 応急救護担当 | 　 | １　応急救護所の設置 |
| ２　負傷者に対する応急手当 |
| ３　救急隊との連携、情報の提供 |